

## 旭川市報道依頼

各報道機関 様

発表日	令和3年11月17日
発信課	都市計画課
担当者	堺井 恵
連絡先	電話 0166-25-9851
	FAX 0166-27-3466
	E-mail tosi_kei@city.asahikawa.lg.jp

分類	イベント・行事 募集 契約・入札 会議・説明会 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (該当する分類を囲むこと。)
日程	
発表項目 (行事名)	令和3年度第2期旭川市公共交通事業者等緊急支援金を 交付します
概要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う、北海道知事からの旭川市内における不要不急の外出自粛要請等により、利用者の減少など大きな影響を受ける交通事業者に対して、事業の継続及び感染防止策の徹底に向けた支援を行うため「令和3年度第2期旭川市公共交通事業者等緊急支援金」を交付します。</p> <p>○支援対象者 令和3年8月18日現在、旭川市内に本店（個人事業者は住所）及び営業所（道路運送法に基づく事業計画で定める営業所）を置くバス、法人、個人及び福祉限定タクシー事業者で、感染防止策を徹底しながら今後も事業を継続する意思がある者 ※福祉限定タクシーは平成30年度から令和2年度までのいずれかの年度の運送収入が120万円以上であること等の条件があります。</p> <p>○支援額 (1)路線バス、法人タクシー（上限200万円） 基本額30万円+令和3年8月18日現在で各事業者が市内の営業所ごとに配置する事業用車両1台につき1万円 (2)個人タクシー、福祉限定タクシー 基本額10万円</p> <p>○申請方法 持参または郵送 ○申請受付期間 令和3年11月17日（水）～1月28日（金）必着 年内に支援金の交付を希望する場合12月17日までに申請書を提出してください。</p>
添付資料	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無  ご案内（バス、法人・個人タクシー用、福祉限定タクシー用） （有・無のいずれかを囲むこと。） ※ 有の場合、資料の内容を記入すること。なお、別途冊子等の配付を希望する場合は、その旨記入すること。
報道（取材）に当たってのお願い	
備考	

# 令和3年度第2期旭川市公共交通事業者等 緊急支援金のご案内 (バス事業者、法人・個人タクシー事業者用)

## 1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う、北海道知事からの旭川市内における不要不急の外出自粛要請等により、利用者の減少など大きな影響を受ける交通事業者に対して、事業の継続及び感染防止策の徹底に向けた支援を行うものです。

## 2 支援対象者

以下の2つの要件を全て満たす法人又は個人事業者

- (1) 令和3年8月18日現在、旭川市内に本店（個人事業者は住所）及び営業所（道路運送法に基づく事業計画で定める営業所）を置く路線バス、貸切バス、法人及び個人タクシー事業者で、感染防止策を徹底しながら今後も事業を継続する意思がある者
- (2) 暴力団等に関与がないこと

## 3 支援額【1事業者当たり上限200万円】

支援対象者	支給額
法人事業者 〔バス 法人タクシー〕	基本額 30万円 加算額 令和3年8月18日現在で各事業者が市内の営業所に配置する事業用車両*注)1台につき1万円
個人事業者 (個人タクシー)	基本額 10万円

\*注) 新型コロナウイルス感染症の拡大を受けての期間を限定する休車の対象となっている車両は除く。

## 4 申請手続

### (1) 申請書類

<p>① 令和3年度第2期旭川市公共交通事業者等緊急支援金交付申請書（様式第1号） 詳しくは「記載例」をご覧ください。 ※事業の許可を受けた事業者名義で記入してください。 ※手書きの場合は、ペン又はボールペンで記入してください（消えるボールペンは使用不可）。</p>
<p>② 事業の許可を受けたことを証する書類の写し 事業の許可書の写し等を提出してください。 ※事業計画や運賃の変更認可書の写しは不可 ※お手元がない場合は旭川運輸支局が発行する証明書の写しを提出してください。</p>
<p>③ その他市長が必要と認める書類</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 支援金の振込先の通帳等の写し（個人事業者のみ） 口座名義人、金融機関名、金融機関の店名、預金の種別及び口座番号が確認できるものを提出してください（通帳の表紙をめくった見開き部分の写し）。</li><li>• 誓約書兼同意書 申請書と同じ名義で記入し、同じ印鑑を押印してください。</li></ul>

※申請に必要な書類は市HPにてダウンロードできます。

裏面に続く→

(2) 申請受付期間 令和3年11月17日(水)～令和4年1月28日(金)【必着】

(3) 申請方法

持参又は郵送とします。郵送の場合、未着を防ぐため配達履歴が確認できる方法(簡易書留等)をおすすめします。

【提出先】〒070-8525 旭川市6条通10丁目 第三庁舎3階

旭川市 地域振興部 都市計画課 支援金担当

※送料は申請者側でのご負担をお願いします。

※裏面に差出人の住所及び氏名を記入してください。

## 5 Q&A

Q. 支援金の使途に制限はありますか？

A. 事業の継続及び感染防止策の徹底のために使用し、目的以外には使用できません。

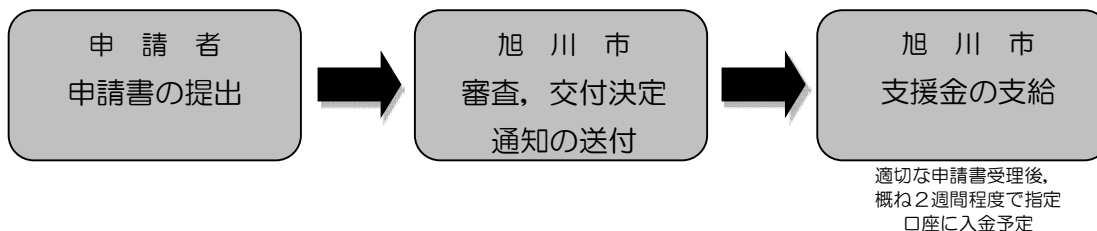
Q. 支援金は課税対象になりますか？

A. 支援金は、税務上は益金(個人事業者の場合は総収入金額)に算入されるものですが、損金(個人事業者の場合は必要経費)の方が多ければ、課税所得は生じないこととなります。

所得税や法人税に関して不明な点がありましたら、所轄の税務署までお問い合わせください。

Q. 申請の流れを教えてください。

A.



## 6 その他

本支援金の交付決定に当たり、必要な調査を行い、若しくは報告を求め、又は関係機関へ照会する場合があります。

【問い合わせ先】

旭川市地域振興部都市計画課

電話 0166-25-9851 (平日 午前8時45分～午後5時15分)

FAX 0166-27-3466

メール [tosukei@city.asahikawa.hokkaido.jp](mailto:tosukei@city.asahikawa.hokkaido.jp)

# 令和3年度第2期旭川市公共交通事業者等 緊急支援金のご案内 (福祉限定タクシー事業者用)

## 1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う、北海道知事からの旭川市内における不要不急の外出自粛要請等により、利用者の減少など大きな影響を受ける交通事業者に対して、事業の継続及び感染防止策の徹底に向けた支援を行うものです。

## 2 支援対象者

以下の3つの要件を全て満たす法人又は個人事業者

- (1) 令和3年8月18日現在、旭川市内に本店（個人事業者は住所）及び営業所（道路運送法に基づく事業計画で定める営業所）を置き一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）を営み、感染防止策を徹底しながら今後も事業を継続する意思がある者
- (2) 平成30年度から令和2年度のいずれかの年度における営業収入が120万円以上である者。  
(ただし、令和3年度が事業所年度の場合は、同程度の収入がある者。)  
※介護保険の対象となる介護サービスの料金等は含みません。
- (3) 暴力団等に関与がないこと

## 3 支援額

10万円（法人、個人事業者共通）

## 4 申請手続

### (1) 申請書類

- |   |
|---|
| <p>① <b>令和3年度第2期旭川市公共交通事業者等緊急支援金交付申請書（様式第2号）</b><br/>詳しくは「記載例」をご覧ください。<br/>※一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）の許可を受けた事業者名義で記入してください。<br/>※手書きの場合は、ペン又はボールペンで記入してください（消えるボールペンは使用不可）。</p>   |
| <p>② <b>事業の許可を受けたことを証する書類の写し</b><br/>一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）の許可書の写し等を提出してください。<br/>※事業計画や運賃の変更認可書の写しは不可<br/>※お手元がない場合は旭川運輸支局が発行する証明書の写しを提出してください。</p>   |
| <p>③ <b>営業収入が確認できる書類の写し</b><br/>国土交通省に提出した平成30年度から令和2年度までのいずれかの年度の輸送実績報告書の写し（旭川運輸支局の受理印が押印されたもの）又は運送収入を確認できる書類の写しなど提出してください。</p>  |
| <p>④ <b>その他市長が必要と認める書類</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>• <b>支援金の振込先の通帳等の写し</b><br/>口座名義人、金融機関名、金融機関の店名、預金の種別及び口座番号が確認できるものを提出してください（通帳の表紙をめくった見開き部分の写し）。</li><li>• <b>誓約書兼同意書</b><br/>申請書と同じ名義で記入し、同じ印鑑を押印してください。</li></ul> |

※申請に必要な書類は市HPにてダウンロードできます。

裏面に続く→

(2) 申請受付期間 令和3年11月17日(水)～令和4年1月28日(金)【必着】

(3) 申請方法

持参又は郵送とします。郵送の場合、未着を防ぐため配達履歴が確認できる方法(簡易書留等)をおすすめします。

【提出先】〒070-8525 旭川市6条通10丁目 第三庁舎3階

旭川市 地域振興部 都市計画課 支援金担当

※送料は申請者側でのご負担をお願いします。

※裏面に差出人の住所及び氏名を記入してください。

## 5 Q&A

Q. 支援金の使途に制限はありますか？

A. 事業の継続及び感染防止策の徹底のために使用し、目的以外には使用できません。

Q. 平成30年度から令和2年度の営業収入をすべて提出する必要がありますか？

A. 営業収入が120万円以上の年度であれば、1年間分だけの提出で結構です。

Q. 令和3年度から事業を開始し、1か月平均で10万円以上の営業収入がありますが、年間の営業収入は120万円未満です。この場合支援金の対象となりますか？

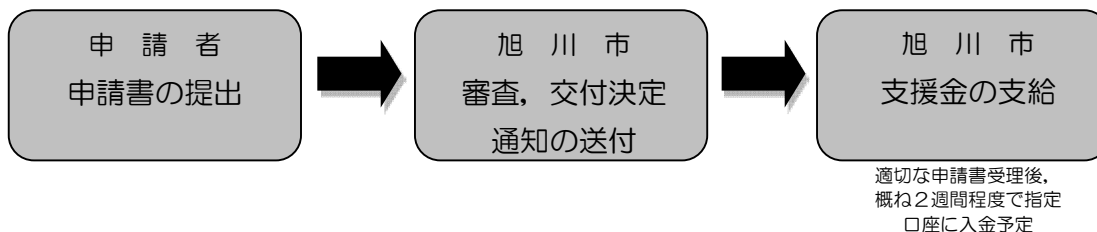
A. 営業収入を得た期間が1年に満たない場合は、営業収入を実際の事業期間(月単位)で割った額を基に交付の可否を判断します。申請書に、国に届け出た「運輸開始年月日」を記入してください。

Q. 支援金は課税対象になりますか？

A. 支援金は、税務上は益金(個人事業者の場合は総収入金額)に算入されるものですが、損金(個人事業者の場合は必要経費)の方が多ければ、課税所得は生じないこととなります。所得税や法人税に関して不明な点がございましたら、所轄の税務署までお問い合わせください。

Q. 申請の流れを教えてください。

A.



## 6 その他

本支援金の交付決定に当たり、必要な調査を行い、若しくは報告を求め、又は関係機関へ照会する場合があります。

【問い合わせ先】

旭川市地域振興部都市計画課

電話 0166-25-9851 (平日 午前8時45分～午後5時15分)

FAX 0166-27-3466

メール tosi\_kei@city.asahikawa.hokkaido.jp

# 記載例（バス、福祉限定を除くタクシー）

（バス事業者、法人・個人タクシー事業者用）

様式第1号

令和 3年11月 日

（宛先）旭川市長

訂正箇所には修正テープ等を使わず  
申請書と同じ印を押印してください。

代表者印を押印  
（誓約書兼同意書も同じ印を押印）

住所（所在地）旭川市〇〇1-1

氏名（代表者）株式会社●●

代表取締役 旭川 太郎 印

## 令和3年度第2期旭川市公共交通事業者等緊急支援金交付申請書

令和3年度第2期旭川市公共交通事業者等緊急支援金交付要綱第4条に基づき、関係書類を添えて申請します。

旭川運輸支局へ届出されている  
台数を記入してください。

### 1 支援金申請内容

	基本額①	道路運送法上の区分	加算対象の車両台数 令和3年8月18日現在②	加算額③	支援金申請額 法人 (①+②×③) 個人 (①)
法人	300,000 円	ア 一般乗合旅客自動車運送事業 (路線・貸切バス)	4 台	10,000 円	¥ 340,000 円 (200万円を超える場合、200万円)
		イ 一般乗用旅客自動車運送事業 (タクシー)	台	10,000 円	
個人	100,000 円				¥ 円

個人の場合は100,000のみ記載してください。

### 2 振込先

金融機関名・支店名	口座番号							口座名義 (カタカナ)	
銀行 本店 ●●● 信金	普通	1	2	3	4	5	6	7	カ) マルマル
農協 △△ 支店	当座								

### 3 担当者

氏名	嵐山 茂	所属部署	総務課
住所	旭川市〇〇1-1		
電話番号	0166-12-3456	FAX	0166-12-7890
E-mail	mail_address@marumaru.jp		

申請担当者の連絡先を記入してください。  
(日中連絡の取れる連絡先)

#### 【添付書類】

- ・事業の許可を証するもの（許可書等の写し）※事業計画の変更や運賃の変更などの認可書は不可
- ・誓約書兼同意書
- ・個人の場合、振込先の通帳等の写し ※通帳の表紙を1枚めくった見開き部分の写し

# 記載例（福祉）

（福祉限定タクシー事業者用）

様式第2号

令和3年11月 日

（宛先）旭川市長

訂正箇所には修正テープ等を使わず  
申請書と同じ印を押印してください。

代表者印を押印  
（誓約書兼同意書も同じ印を押印）

住所（所在地） 旭川市〇〇1-1

氏名（代表者） 株式会社●●

代表取締役 旭川 太郎 印

## 令和3年度第2期旭川市公共交通事業者等緊急支援金交付申請書

令和3年度第2期旭川市公共交通事業者等緊急支援金交付要綱第4条に基づき、関係書類を添えて申請します。

### 1 支援金申請内容

道路運送法上の区分	申請額
一般乗用旅客自動車運送事業 （福祉輸送事業限定）	¥100,000円

### 2 営業収入の確認

いずれかの年度を記入し、営業収入額を記入してください。

営業収入額（平成30～令和2年度のうち該当する年度を記載）	令和元年度	1,200,000円
※事業の許可日が令和3年4月以降の場合は、以下の欄にもご記入ください。		
運輸開始年月日	年	月 日

### 3 振込先

事業の許可日が令和3年4月より前の場合は記載の必要はありません。

金融機関名・支店名	口座番号							口座名義（カタカナ）	
銀行 本店 ●●● 信金 農協 △△ 支店	普通	1	2	3	4	5	6	7	カ) マルマル
	当座								

### 4 担当者

申請担当者の連絡先を記入してください。  
（日中連絡の取れる連絡先）

氏名	嵐山 茂	所属部署	総務課
住所	旭川市〇〇1-1		
電話番号	0166-12-3456	FAX	0166-12-7890
E-mail	mail_address@marumar.jp		

#### 【添付書類】

- ・事業の許可を証するもの（許可書等の写し）※事業計画の変更や運賃の変更などの認可書は不可
- ・営業収入が確認できる書類の写し※旭川運輸支局の受理印が押印された輸送実績報告書の写し
- ・誓約書兼同意書
- ・個人の場合、振込先の通帳等の写し※通帳の表紙を1枚めくった見開き部分の写し

# 令和3年度第2期旭川市公共交通事業者等 緊急支援金のご案内 (バス事業者、法人・個人タクシー事業者用)

## 1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う、北海道知事からの旭川市内における不要不急の外出自粛要請等により、利用者の減少など大きな影響を受ける交通事業者に対して、事業の継続及び感染防止策の徹底に向けた支援を行うものです。

## 2 支援対象者

以下の2つの要件を全て満たす法人又は個人事業者

- (1) 令和3年8月18日現在、旭川市内に本店（個人事業者は住所）及び営業所（道路運送法に基づく事業計画で定める営業所）を置く路線バス、貸切バス、法人及び個人タクシー事業者で、感染防止策を徹底しながら今後も事業を継続する意思がある者
- (2) 暴力団等に関与がないこと

## 3 支援額【1事業者当たり上限200万円】

支援対象者	支給額
法人事業者 〔バス 法人タクシー〕	基本額 30万円 加算額 令和3年8月18日現在で各事業者が市内の営業所に配置する事業用車両*注)1台につき1万円
個人事業者 (個人タクシー)	基本額 10万円

\*注) 新型コロナウイルス感染症の拡大を受けての期間を限定する休車の対象となっている車両は除く。

## 4 申請手続

### (1) 申請書類

<p>① 令和3年度第2期旭川市公共交通事業者等緊急支援金交付申請書（様式第1号） 詳しくは「記載例」をご覧ください。 ※事業の許可を受けた事業者名義で記入してください。 ※手書きの場合は、ペン又はボールペンで記入してください（消えるボールペンは使用不可）。</p>
<p>② 事業の許可を受けたことを証する書類の写し 事業の許可書の写し等を提出してください。 ※事業計画や運賃の変更認可書の写しは不可 ※お手元がない場合は旭川運輸支局が発行する証明書の写しを提出してください。</p>
<p>③ その他市長が必要と認める書類</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 支援金の振込先の通帳等の写し（個人事業者のみ） 口座名義人、金融機関名、金融機関の店名、預金の種別及び口座番号が確認できるものを提出してください（通帳の表紙をめくった見開き部分の写し）。</li><li>• 誓約書兼同意書 申請書と同じ名義で記入し、同じ印鑑を押印してください。</li></ul>

※申請に必要な書類は市HPにてダウンロードできます。

裏面に続く→



(2) 申請受付期間 令和3年11月17日(水)～令和4年1月28日(金)【必着】

(3) 申請方法

持参又は郵送とします。郵送の場合、未着を防ぐため配達履歴が確認できる方法(簡易書留等)をおすすめします。

【提出先】〒070-8525 旭川市6条通10丁目 第三庁舎3階

旭川市 地域振興部 都市計画課 支援金担当

※送料は申請者側でのご負担をお願いします。

※裏面に差出人の住所及び氏名を記入してください。

## 5 Q&A

Q. 支援金の使途に制限はありますか？

A. 事業の継続及び感染防止策の徹底のために使用し、目的以外には使用できません。

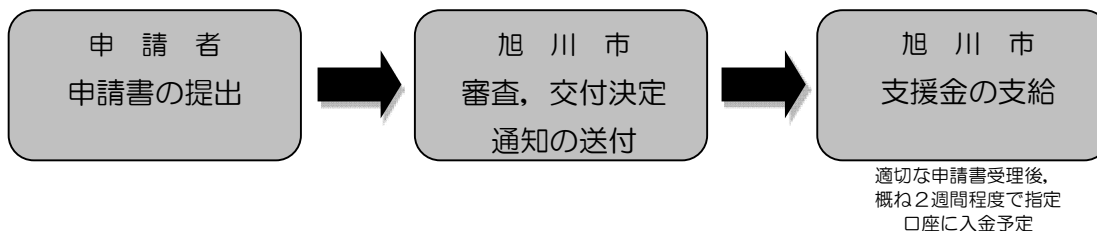
Q. 支援金は課税対象になりますか？

A. 支援金は、税務上は益金(個人事業者の場合は総収入金額)に算入されるものですが、損金(個人事業者の場合は必要経費)の方が多ければ、課税所得は生じないこととなります。

所得税や法人税に関して不明な点がありましたら、所轄の税務署までお問い合わせください。

Q. 申請の流れを教えてください。

A.



## 6 その他

本支援金の交付決定に当たり、必要な調査を行い、若しくは報告を求め、又は関係機関へ照会する場合があります。

【問い合わせ先】

旭川市地域振興部都市計画課

電話 0166-25-9851 (平日 午前8時45分～午後5時15分)

FAX 0166-27-3466

メール [tosikei@city.asahikawa.hokkaido.jp](mailto:tosikei@city.asahikawa.hokkaido.jp)